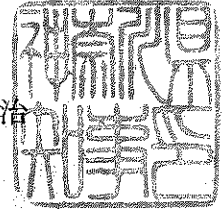


水第2123号
令和4年3月11日

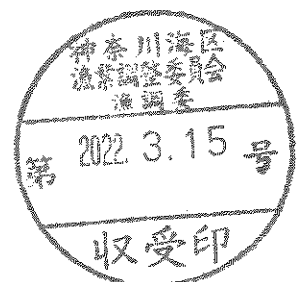
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第12条第3項及び同第16条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

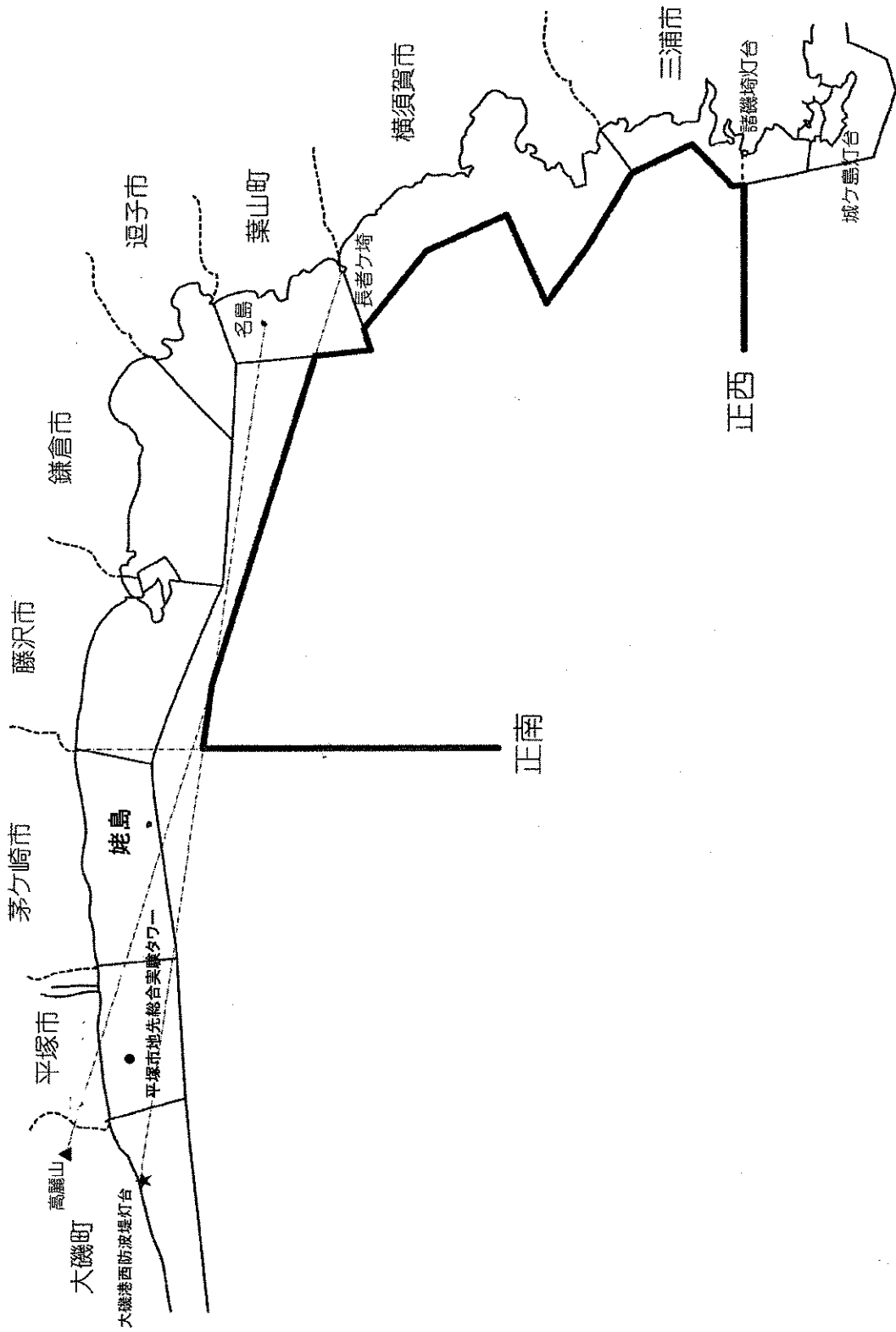


漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読替えて準用する同法第42条第1項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第91号）第5条第1項第5号の漁業に関する同規則第12条第1項各号に掲げる事項及び同条第2項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をする漁業者の数(人)	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をする者の資格	(規則第14条第1項により許可又は起業の認可時に附加する条件)	(許可又は起業の認可を申請すべき期間)	許可の有効期間
ひらめ一枚網漁業	1	定めなし	三浦市三崎町諸磯崎灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先島頂上と大磯港西防堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防堤灯台の3点を順次に結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。	11月1日から翌年4月30日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有している者	漁具の規模は次のとおりとする。 1.目合 15 cm以上 2.網丈 4.5m以下	令和4年4月7日から令和4年5月6日まで	令和4年6月3日から令和8年10月31日まで

三浦市三崎町諸磯埼灯台より正西の線から、藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ埼突端、同突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線と三浦郡葉山町地先名島頂上と大磯港西防波堤灯台との見通し線の交点及び大磯港西防波堤灯台の3点を順次結んだ線以北の区域並びに共同漁業権の漁場の区域を除く。



かます 一枚網 漁業	1	定め なし	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	横須賀市佐島に漁業根拠地を有している者	1.漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3cm以上 (2) 網丈 6m以下 (3) 網 1反の長さ120m以下 (4) 1統の網の使用反数 15反以下 2.網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	令和4年4月7日から令和4年5月6日まで	令和4年6月3日から令和4年8月21日まで
------------------	---	----------	---	----------------	---------------------	---	----------------------	-----------------------

三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大埼突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除

